「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」及び「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」の改訂の概要

令　和　８　年　５　月
消費者庁消費者制度課

趣　旨

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、また、住民基本台帳カードの有効期間満了を受け、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」及び「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」の改訂を行うもの。

改訂の概要

改正法の施行に伴い、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）上の訴訟記録が原則電子化され、「判決書」、「決定書」又は「調書」がそれぞれ「電子判決書」、「電子決定書」又は「電子調書」となることに伴い、「判決書」、「決定書」、「調書」を引用するガイドラインにつき必要な改訂を行うとともに、住民基本台帳カードの有効期間満了に伴い、所要の改訂を行うもの。

施行期日

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和８年５月２１日）

以上